

## 平成19年第4回中頓別町議会定例会会議録

### ○議事日程（第2号）

平成19年12月18日（火曜日） 午後 1時00分開議

- 第 1 議案第 1号 町有職員住宅使用条例の一部を改正する条例の制定について（いきいきふるさと常任委員会委員長報告・平成19年12月16日第4回中頓別町議会定例会付託事件）
- 第 2 議案第 2号 職員給与条例の一部を改正する条例の制定について（いきいきふるさと常任委員会委員長報告・平成19年12月16日第4回中頓別町議会定例会付託事件）
- 第 3 議案第 3号 中頓別町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について（いきいきふるさと常任委員会委員長報告・平成19年12月16日第4回中頓別町議会定例会付託事件）
- 第 4 議案第 4号 中頓別町営寿スキー場設置条例の一部を改正する条例の制定について（いきいきふるさと常任委員会委員長報告・平成19年12月16日第4回中頓別町議会定例会付託事件）
- 第 5 議案第 5号 中頓別町こども館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について（いきいきふるさと常任委員会委員長報告・平成19年12月16日第4回中頓別町議会定例会付託事件）
- 第 6 議案第 6号 中頓別町火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について（いきいきふるさと常任委員会委員長報告・平成19年12月16日第4回中頓別町議会定例会付託事件）
- 第 7 議案第 7号 中頓別町ピンネシリ温泉の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について（いきいきふるさと常任委員会委員長報告・平成19年12月16日第4回中頓別町議会定例会付託事件）
- 第 8 発議第 1号 B S Eの全頭検査実施に関する意見書（案）
- 第 9 発議第 2号 「森林環境税（仮称）」の導入を求める意見書（案）
- 第10 発議第 3号 アイヌ民族に関する総合的施策確立のため国に審議機関設置を求める意見書（案）
- 第11 発議第 4号 灯油、ガソリンなどの石油製品の価格高騰対策に関する意見書（案）
- 第12 発議第 5号 認定こども園に係る地方交付税措置の充実を求める意見書（案）
- 第13 発議第 6号 福祉灯油援助に関する決議（案）
- 第14 閉会中の継続調査申出について

○出席議員（7名）

1番	西原	央騎	君	2番	本多	夕紀江	君
3番	東海林	繁幸	君	5番	星川	三喜男	君
6番	柳澤	雅宏	君	7番	藤田	首健	君
8番	石神	忠信	君				

○欠席議員（1名）

4番 村山 義明 君

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	野邑	智雄	君
教育長	福家	義憲	君
総務課長	米屋	彰一	君
総務課参事	小林	生吉	君
総務課参事	遠藤	義一	君
総務課主幹	神成	和弘	君
産業建設課長	柴田	弘	君
産業建設課参事	中原	直樹	君
保健福祉課長	奥村	文男	君
教育次長	石川	篤	君
会計管理者	高井	秀一	君
国保病院事務長	青木	彰	君
南宗谷消防組合	鳥田	博	君
中頓別支署長			
こども館館長	平中	静江	君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	和田	行雄	君
議会事務局書記	田辺	めぐみ	君

◎開議の宣告

○議長（石神忠信君） 本日は、村山議員が欠席でございますが、定足数に達しており、常任委員会に付託した議案審議が終了したとの申し出が委員長からありましたので、ただいまから本日の会議を開きます。

（午後 1時00分）

◎議案第1号～議案第7号

○議長（石神忠信君） 日程第1、議案第1号 町有職員住宅使用条例の一部を改正する条例の制定の件、日程第2、議案第2号 職員給与条例の一部を改正する条例の制定の件、日程第3、議案第3号 中頓別町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定の件、日程第4、議案第4号 中頓別町営寿スキー場設置条例の一部を改正する条例の制定の件、日程第5、議案第5号 中頓別町こども館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件、日程第6、議案第6号 中頓別町火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定の件、日程第7、議案第7号 中頓別町ピンネシリ温泉の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題とします。

本件につきまして、一昨日本会議でいきいきふるさと常任委員会に付託された事件でございます。

本件について、いきいきふるさと常任委員長の報告を求めます。

柳澤さん。

○いきいきふるさと常任委員長（柳澤雅宏君） 平成19年12月18日、中頓別町議会議長、石神忠信様。

いきいきふるさと常任委員会委員長、柳澤雅宏。

いきいきふるさと常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

事件番号1、議案第1号 町有職員住宅使用条例の一部を改正する条例の制定について、審査の結果、原案可決。

事件番号2、議案第4号 中頓別町営寿スキー場設置条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決。

事件番号3、議案第6号 中頓別町火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決。

事件番号4、議案第7号 中頓別町ピンネシリ温泉の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決。

事件番号5、議案第3号 中頓別町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決。

事件番号6、議案第5号 中頓別町こども館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正

する条例の制定について、原案可決。

事件番号7、議案第2号 職員給与条例の一部を改正する条例の制定について、原案否決。

附帯意見がありますので、申し上げます。本町の財政状況は、地方交付税の削減などにより、かつてないほどの危機に直面している。平成19年度決算見込みで実質公債費比率が28.6%に達し、自治体財政健全化法に照らせば、早期健全化レベルに匹敵する。

本常任委員会に付託された条例案のほとんどが中長期行財政運営計画、公債費適正化計画などに沿って住民負担を求めるものであるが、平成18年度決算で約5千万円の超過負担を生じているこども館をはじめ、人件費の削減を中心に行財政改革の取り組みが不十分である。

このような状況下で、例えば労働基本権制約の代償措置である人事院勧告に基づくとはいえ、職員給与を引き上げることは、住民の理解を得がたいものと判断せざるを得ない。本委員会は、今後町が徹底した行財政改革を実施するために実効性の伴う内部機関を設置し、使用料・利用料等の見直しにおいては、各所管が縦横に連携のとれた対策をとるよう求める。

以上、報告いたします。

○議長（石神忠信君） 報告が終わりましたので、これより全体について何か質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結します。

それでは、本会議でさらに1つずつ議案を審議したいと思います。

これより議案第1号 町有職員住宅使用条例の一部を改正する条例の制定の件を採決します。

お諮りします。本件に対する委員長報告は可決です。

本件の委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号 町有職員住宅使用条例の一部を改正する条例は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第2号 職員給与条例の一部を改正する条例の制定の件を採決します。

お諮りします。本件に対する委員長報告は否決です。

原案について採決します。議案第2号 職員給与条例の一部を改正する条例は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（石神忠信君） 起立少数。

よって、議案第2号 職員給与条例の一部を改正する条例は否決されました。

これより議案第3号 中頓別町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定の件を採決

します。

お諮りします。本件に対する委員長報告は可決です。

本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号 中頓別町手数料徴収条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第4号 中頓別町営寿スキー場設置条例の一部を改正する条例の制定の件を採決します。

お諮りします。本件に対する委員長報告は可決です。

本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号 中頓別町営寿スキー場設置条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第5号 中頓別町こども館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を採決します。

お諮りします。本件に対する委員長報告は可決です。

本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号 中頓別町こども館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第6号 中頓別町火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定の件を採決します。

お諮りします。本件に対する委員長報告は可決です。

本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号 中頓別町火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第7号 中頓別町ピンネシリ温泉の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を採決します。

お諮りします。本件に対する委員長報告は可決です。

本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号 中頓別町ピンネシリ温泉の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎発議第1号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第8、発議第1号 BSEの全頭検査実施に関する意見書（案）の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

藤田さん。

○7番（藤田首健君） 発議第1号。

平成19年12月18日、中頓別町議会議長、石神忠信様。

提出者、中頓別町議会議員、藤田首健。賛成者、中頓別町議会議員、村山義明。

BSEの全頭検査実施に関する意見書（案）。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

BSEの全頭検査実施に関する意見書（案）

厚生労働省は、各都道府県が自主的に実施する「20カ月齢以下のと畜牛に対するBSE検査」に係る費用を、平成17年8月から3カ年を期限として、国費により補助されており、現在に至るまで、全都道府県等でBSE全頭検査が実施されているところです。

この間、20カ月齢以下のと畜牛を含めたBSE全頭検査は、SRMの除去等と併せ、食肉の安全・安心を確保するために、重要な役割を果たしておりますが、BSEの発生原因については、未だ解明されておらず、20カ月齢以下の牛でBSEが発生しないという確証がないなど、消費者のBSEに対する不安は依然として払拭されていない状況にあります。

こうした中で、厚生労働省は、「20カ月齢以下のと畜牛に対するBSE検査」に係る国費補助については、当初の予定どおり、20年7月末日をもって打ち切るとの方針を出したところです。

さらに、各都道府県のBSE検査に齟齬が生じることで、消費の不安と生産・流通の現場において混乱が生じるおそれがあることを理由に、20年7月末日をもって、「20カ月齢以下のと畜牛に対するBSE検査」を一斉に終了するよう、厚生労働省から各都道府県知事等に対して文書通知を行ったとの新聞報道がなされております。

BSEの発生原因が究明されておらず、また、消費者のBSEに対する不安が完全に払拭されていない中であっては、今回の方針決定及び文書通知は、かえって消費者の不信・不安を高めるとともに、地方自治体等が行う食の安全・安心を確保するための地道な取り組みを阻害するものであり、甚だ遺憾であります。

つきましては、下記の内容について、強く要請いたします。

記

1. 国は、BSE全頭検査が継続されるよう、20カ月齢以下のBSE検査に対する補助

を継続し、都道府県毎に齟齬が生じないようにすること。

2. 国は、食の安全・安心の確保に向けて、引き続き、BSEの原因究明等に努めること。

3. 国は、地方自治体等が行う食の安全・安心を確保するための取り組みを阻害することのないよう、各都道府県に対して行った通知について撤回すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成19年12月18日。

北海道中頓別町議会議長、石神忠信。

提出先、内閣総理大臣、福田康夫殿、厚生労働大臣、舩添要一殿、農林水産大臣、若林正俊殿。

以上であります。よろしくお願ひします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより発議第1号 BSEの全頭検査実施に関する意見書（案）を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号 BSEの全頭検査実施に関する意見書は原案のとおり可決されました。

#### ◎発議第2号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第9、発議第2号 「森林環境税（仮称）」の導入を求める意見書（案）を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） 発議第2号。

平成19年12月18日、中頓別町議会議長、石神忠信様。

提出者、中頓別町議会議員、東海林繁幸。賛成者、同じく村山義明。

「森林環境税（仮称）」の導入を求める意見書（案）。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

本案件につきましては、北海道森林・林業・林産業活性化促進議員連盟連絡会の要請に端を発しておりますが、同時に北海道林務部とも協議いたしましたところ、北海道でもこの趣旨については賛成という確認を私させていただきました。よって、意見書案を提出いたします。

## 「森林環境税（仮称）」の導入を求める意見書（案）

北海道の森林面積は554万haあり、北海道の総面積の71%に当たり、日本の森林面積の22%を占める広さを有しております。

森林は、再生可能で環境負荷の少ない木材などの林産物を供給すると共に、水資源のかん養機能、洪水や土砂災害などを防止する機能を持ち、その自然環境の多様さは様々な生物の生息地であり、人々の保健休養の場でもあります。また、最近では二酸化炭素吸収による地球温暖化防止の役割が国際的にも重要視されております。

しかし、高齢化や過疎など林業を取り巻く環境の悪化や違法伐採など、山林の荒廃が深刻化しており、森林の維持・回復など森林整備が喫緊の課題となっております。また、地球温暖化問題に関連すると思われる猛暑や渇水、更に集中豪雨などの異常気象の顕在化などに対する森林整備の重要性がクローズアップされてきております。

そのため、国に頼るばかりではなく、地方自治体が森林整備事業を行い、その恩恵を受ける住民に費用負担を幅広く求める法定外目的税として徴収する「森林環境税（仮称）」が必要となってきております。既に、導入している県が高知県はじめ25県あり、検討中の県が18県ほどあります。「森林環境税」の導入により、森林の整備は勿論のこと、森林の大切さを認識し、森林を守り育てる意識を高める効果も期待できます。

また、環境問題が大きなテーマとなる洞爺湖サミットが開催される北海道として、地球環境を守る行動が切望されているところでもあります。

以上の趣旨により、次の要望をするものであります。

### 記

1. 「森林環境税」を早期に導入し、森林の整備や保全等の促進を図ること。
2. 「森林環境税」の一定の割合を、市町村交付金とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成19年12月18日。

北海道中頓別町議会議長、石神忠信。

提出先につきましては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、環境大臣、北海道知事あてとしております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより発議第2号「森林環境税（仮称）」の導入を求める意見書（案）を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）



○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第2号 「森林環境税（仮称）」の導入を求める意見書は原案のとおり可決されました。

◎発議第3号

○議長（石神忠信君） 日程第10、発議第3号 アイヌ民族に関する総合的施策確立のため国に審議機関設置を求める意見書（案）の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） 発議第3号。

平成19年12月18日、中頓別町議会議長、石神忠信様。

提出者、中頓別町議会議員、東海林繁幸。賛成者、中頓別町議会議員、村山義明。

アイヌ民族に関する総合的施策確立のため国に審議機関設置を求める意見書（案）。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

本件につきましては、本年10月に道議会においても可決されて提出済みのものがございます。これは、北海道ウタリ協会からの要望でございまして、アイヌの人々の立場を向上させるという内容のものでございます。

アイヌ民族に関する総合的施策確立のため国に審議機関設置を  
求める意見書（案）

北海道では、昭和63年「ウタリ問題懇話会」の審議を経て「アイヌ民族に関する法律」の制定を国に求め、国においては、平成8年4月に提出された「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会報告書」を踏まえ、平成9年5月、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」を制定した。

この法律により、アイヌ文化の振興とアイヌの伝統等に関する国民の理解の促進については、一定の進展が見られるものの、アイヌの人たちの人権、教育、生活などについて多くの課題が残されている。

先般、国連において、先住民族のさまざまな権利に関する国際的な基準となる「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が採択され、政府もこれに賛成している。

よって、国においては、これを機に、この宣言におけるアイヌ民族の位置づけや盛り込まれた権利を審議する機関を設置されるよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成19年12月18日。

北海道中頓別町議会議長、石神忠信。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、内閣官房長官。

以上でございます。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) 討論なしと認め、討論を終結し、これより発議第3号 アイヌ民族に関する総合的施策確立のため国に審議機関設置を求める意見書(案)を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

よって、発議第3号 アイヌ民族に関する総合的施策確立のため国に審議機関設置を求める意見書は原案のとおり可決されました。

#### ◎発議第4号

○議長(石神忠信君) 続きまして、日程第11、発議第4号 灯油、ガソリンなどの石油製品の価格高騰対策に関する意見書(案)の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

本多さん。

○2番(本多夕紀江君) 発議第4号。

平成19年12月18日、中頓別町議会議長、石神忠信様。

提出者、中頓別町議会議員、本多夕紀江。賛成者、中頓別町議会議員、東海林繁幸。

灯油、ガソリンなどの石油製品の価格高騰対策に関する意見書(案)。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

灯油、ガソリンなどの石油製品の価格高騰対策に関する意見書(案)

中東情勢の不安定化や国際テロの懸念、中国をはじめとする世界的な需要の拡大を背景に原油価格が高騰し、国民生活にも重大な影響が出ている。ガソリン価格の高騰に加え、厳しい冬を迎えて、暖房用の灯油代の値上がりは、まさに死活問題である。

原油価格の高騰の影響はこれだけにとどまらず、原材料費や穀物価格の高騰ともあいまって食料品から日常生活用品に至るまで価格上昇を招き、消費者物価全般へと波及しつつある。

よって、次の事項について緊急対策の実施を強く要望する。

1. 消費者、地方への影響を緩和するため、石油製品や食料品、日用品などの便乗値上げの監視を強化し、生活必需品である灯油量の確保と価格引下げの対策を行うこと。
2. 福祉灯油など寒冷地、低所得者向けの支援策を国の責任で行うこと。
3. 価格高騰の直撃を受けている運送業者、中小業者、農林漁業者などの負担を軽減するため、特別な対策を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月18日。

北海道中頓別町議会議長、石神忠信。

提出先、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、北海道知事。

以上です。よろしくご審議をお願いします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより発議第4号 灯油、ガソリンなどの石油製品の価格高騰対策に関する意見書（案）を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第4号 灯油、ガソリンなどの石油製品の価格高騰対策に関する意見書は原案のとおり可決されました。

#### ◎発議第5号

○議長（石神忠信君） 日程第12、発議第5号 認定こども園に係る地方交付税措置の充実を求める意見書（案）の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

柳澤さん。

○6番（柳澤雅宏君） 発議第5号。

平成19年12月18日、中頓別町議会議長、石神忠信様。

提出者、いきいきふるさと常任委員会委員長、柳澤雅宏。

認定こども園に係る地方交付税措置の充実を求める意見書（案）。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第3項の規定により提出します。

認定こども園に係る地方交付税措置の充実を求める意見書（案）

認定こども園は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」（平成15年6月）で提言されて以来、現行の幼稚園、保育所をベースとしながら、幼稚園機能、保育所機能、子育て支援機能を総合的に提供できる施設として、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（平成18年法律第77号）の成立によって実現されました。

本町の「こども館」（公設公営）は、北海道内初の認定こども園（保育所型）として認定され、保育に欠ける子どもにも、欠けない子どもにも、教育・保育を一体的に提供するとともに、子育て相談や親子の集いの場を提供するなど、地域における子育て支援の中核を担っています。

認定こども園の運営に対しては、地方交付税による十分な財源措置がなされるものと期待しておりましたが、現行の測定単位に「認定こども園」が設置されていないため、「幼保連

携型」を除いては、既存の幼稚園、保育所による分類が適用され、本町のような保育所型の認定こども園においては、保育所分（私的契約児を除く）の交付税措置しかされていない現状です。

保育に欠ける、欠けないにかかわらず、就学前の子どもを一つの施設で教育・保育する認定こども園は、少子化時代における子育ての総合的な施策を推進するための「第三の施設」として認められるべきであり、類型や施設基準にとらわれることなく、入所・就園するすべての子どもを対象に交付税措置を受けられるようにすべきと考えます。

本町議会は、地方分権と規制改革の流れの中、地方の子育てを地方自らが考えて実施できるよう、地方交付税制度を以下のとおり充実するよう強く求めます。

#### 記

地方交付税の測定単位に「認定こども園」を新設し、類型や施設基準にとらわれることなく、入所・就園するすべての子どもを対象に交付税措置を受けられるようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成19年12月18日。

北海道中頓別町議会議長、石神忠信。

提出先、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣、北海道知事。

以上であります。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより発議第5号 認定こども園に係る地方交付税措置の充実を求める意見書（案）を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第5号 認定こども園に係る地方交付税措置の充実を求める意見書は原案のとおり可決されました。

#### ◎発議第6号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第13、発議第6号 福祉灯油援助に関する決議（案）の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） 発議第6号。

平成19年12月18日、中頓別町議会議長、石神忠信様。

提出者、中頓別町議会議員、東海林繁幸。賛成者、中頓別町議会議員、村山義明、同じく本多夕紀江。

福祉灯油援助に関する決議（案）。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

説明の前に字句の訂正を申し上げます。5行目に「積雪寒冷に」とありますが、「に」を削除していただいて「寒冷地」としてください。

福祉灯油援助に関する決議（案）

世界経済は、産油国における原油価格のかつてない上昇により混乱しております。

各国の地域紛争や投機筋によるグローバルな要因を背景としているとのことですが、この影響は末端のわが町にも及び、高齢者……この「者」もちょっと余分ですね。失礼いたしました。高齢者、高齢世帯、特に国民年金を主な生活費としている皆さんを困窮させています。

わが町は積雪寒冷地として全国的に知られているところであり、今政府も北海道も福祉灯油援助の配慮を検討しております。

本町としても、地理的にも、気象状況を考慮すると、この件については、他の市町村に先駆けて配慮しなければならないと考えます。

本町として道内市町村の状況に鑑み、早急に福祉灯油の制度化を図ることを強く求めます。以上、決議する。

平成19年12月18日、中頓別町議会。

以上でございます。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより発議第6号 福祉灯油援助に関する決議（案）を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第6号 福祉灯油援助に関する決議は原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続調査申出について

○議長（石神忠信君） 日程第14、閉会中の継続調査申出の件を議題とします。

本件については、いきいきふるさと常任委員会、議会運営委員会の各委員長からお手元に配付のとおり申し出があります。

お諮りします。本件について各委員長の申し出のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続調査については各委員長申し出のとおり決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（石神忠信君） これで本日の日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。

平成19年第4回中頓別町議会定例会を閉会といたします。

（午後 1時32分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

中頓別町議会議長

署名議員

署名議員